

86. 色覚検査と就業制限をめぐる論争と制度の変遷過程の分析

理化学研究所 生命医科学研究センター

生命医科学倫理とコ・デザイン研究チーム 研究員

由井 秀樹

概要

「色覚異常」と呼ばれる状態とみなされたならば、かつては様々な職種で就業制限が課され、様々な専門教育への門戸が閉ざされていた。とりわけ、日本では石原色覚検査表という、日常生活に支障のないレベルの「異常」を検出する検査が広く行われ、その結果のみに基づいて各種の進学・就業制限が行われてきた。しかし、1980年代以降の色覚差別撤廃運動が大きく影響し、近年では制限が大幅に緩和されてきた。

「色覚異常」は、基本的には伴性遺伝により、子孫に伝達する場合がある。各種の進学・就業制限も相まって、このことが色覚を結婚問題として構成してきた。言い換えれば、優生結婚の文脈で結婚・生殖を避けるべき状態と位置づけられてきた。

本研究では、色覚をめぐる各種の制限の歴史と優生学史の接続を試みるため、石原色覚検査表が開発された1900年代初頭から色覚差別撤廃運動が起こる直前1980年代までの色覚検査と進学・就業制限をめぐる言説、そして色覚と結婚・生殖をめぐる言説を検討した。その結果、色覚差別撤廃運動よりも前から主に眼科医たちから過剰な進学・就業制限への批判があったこと、1970年代の障害者運動などによる優生学の正当性の消失とともに、優生結婚そのものが徐々に語られなくなり、優生結婚の文脈で色覚が語られなくなっていくことなどが明らかになった。

背景および目的

2023年6月に「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようにするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」（ゲノム医療推進法）が成立した。同法の第3条では、以下のようにゲノム情報による不当な差別が行われないようにすることが基本理念として掲げられた。また、2025年には、法務省が人権擁護のための啓発活動強調事項の一つとして、「ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう」を掲げた。このような状況のもと、何が不当な差別であり、どのようにしてその状態を解消していくかが現在の日本社会において問われている¹⁾。

「色覚異常」と呼ばれる状態とみなされたならば、かつては様々な職種で就業制限が課され、様々な専門教育への門戸が閉ざされていた。そして「色覚異常」は、基本的には伴性遺伝により、子孫に伝達する場合がある。それ故に、結婚問題につながったこともある。

そして、「支障が出る恐れ」に基づく進学・入学制限が広く行われてきたという事情がある。とりわけ、日本では石原色覚検査表による検査が広く行われ、その結果に基づいて各種の進学・就業制限が行われてきた。どのような検査でもそうだが、「正常」と「異常」の境界線をどこに引くかという問題があり、石原色覚検査表の場合、「異常」の範囲を非常に広くとっているという特徴がある。それ故に、業務に支障がないレベルでも「異常」判定になることが多々ある。このような事情で、1980年代から名古屋の眼科医である高柳泰世を中心に色覚差別撤廃運動が起こり、その成果もあって、各種の進学・就業制限が大幅に緩和されるとともに、2001年に労働安全

衛生法上の雇入れ時健康診断から色覚検査が除外されたり、2002年に小学校での色覚検査が廃止（正確には希望性への移行）されたりした2）。

「異常」の範囲を広くとり、業務に支障のない範囲にまで就業制限をかけていた点は、ジャーナリストの川端裕人が指摘するように、ゲノムになんらかの変化があり、疾患の発生リスクを勘案した未発症者への就業や保険加入の制限などの遺伝差別との類似性をみてとれる3）。

もちろん、検査表で色の見え方を検出する色覚と、ゲノム医療で想定されているゲノムそのものの検査は異なる。しかし、色覚は基本的には伴性遺伝であるために、石原色覚検査表のような簡便な冊子形態のようなものから、アノマロスコープのような機械を要するものまで検査法に幅があるとはいえ、ゲノムを読まずとも、特定の遺伝性「疾患」の有無を判別できてしまうのである。先述のように色覚差別撤廃運動が大きく影響し、近年では各種の進学・就業制限は大幅に緩和された。このようなことから、ゲノム情報に基づく不当な差別を防止する方策を考えるには、色覚に基づく各種の進学・就業制限の歴史から多くを学ぶことができる。

方法

石原色覚検査表が開発された1900年代初頭から、色覚差別撤廃運動が起こる直前の1980年代にかけての色覚検査と進学・就業制限をめぐる言説、色覚と結婚・生殖をめぐる言説を分析した。

結果

・制度に基づく制限と制度に基づかない制限

1875年のスウェーデンの列車事故により、色覚が交通機関の運転に際して問題になるという認識が広まった。日本では、19世紀終盤から20世紀初頭にかけて、海兵や陸軍の一部、鉄道運転士などの採用を色覚に基づいて制限する制度が形成された。石原色覚検査表は、陸軍医（後に東京大学教授）の石原忍によって開発された。この検査表の前にも、色覚検査の方法は存在していたが、従来の検査は誤診率の高さが問題になっていた。石原は陸軍省から徴兵検査用の検査器具の開発を依頼され、従来の検査法で検出できなかった異常を可視化する検査を開発した。

1920年に学校での色覚検査が制度化され、1921年には石原色覚検査表を学校で用いるための『学校用色盲検査表』が発売された4）。『学校用色盲検査表』の解説には、船員や鉄道員に加えて「色盲者に不適當であるべき職種」として医師、薬剤師、化学者、画家、染め物業者、印刷業者、呉服業者が挙げられていた。しかしこれらは、軍隊や鉄道員などと違い、制度によって規制されていない。

もちろん、制度がなくとも、医師や薬剤師のように大学などで専門的な訓練を受けなければならない職であれば、入学時の身体検査で除外されてしまうが、そうでない職については、入職時に身体検査が行われる慣習がない時代にあっては、採用制限に結びつきにくい。だからこそ、『学校用色盲検査表』の解説にも、「もし誤って」これらの職に就けば「その人終生の不利益であるのみならず、時として他人に災害を及ぼすようなことが無いとも限らない」と記述されるに留まっていた。つまり、検査結果が進路指導に反映されることはあったとしても、「誤って」これらの職に就くこと自体は、専門職教育のための進学が阻まれなければ、可能であった。

1947年に労働基準法が制定され、同法の施行規則である労働安全衛生規則（1972年に労働安全衛生法へと改変）において、常時50人以上を雇用する事業所や特定の業務を行う事業所では、雇入時の健康診断が義務化され、健康診断の項目に色覚検査が含まれた。労働基準法制定前の時代の実態調査が存在しないので、論証はできないが、入職時の色覚検査が制度化されたことで、色覚に基づく採用制限が広がった可能性がある。

・1960年代の眼科医たちの活動

1960年代になると、色覚に基づく就業制限が過剰であることを批判する眼科医が目立つようになり、散発的に就業や進学制限の実態調査が眼科医によって行われるようになる。調査方法やまとめ方が異なるので、結果の単

純な比較はできないが、概ね、行き過ぎた制限の是正を主張し、石原色覚検査表のみによる判断を批判し、多様な色覚に配慮した職場環境を推奨する内容になっている。

実態調査のなかで注目に値するのが、大熊篤二と関亮の日本眼科学会の「宿題報告」として実施されたプレゼンテーションをもとにした論文である 5,6)。宿題報告は、学会からテーマと演者が指定される。そのため、この時期の日本眼科学会も色覚に基づく就業制限の問題を重要視していたことがうかがえる。

「異常者採用制限の理由は支障の実例によるものは少なく、大部分は支障を予想してである。また支障例も一部強度異常者の支障のために、必要のない弱度異常者まで制限されている傾向がある」と大熊が指摘するように、色覚に基づく入学、就業制限の是正を唱えていた。しかし、1980 年代に色覚差別撤廃運動が起こったように、こうした主張によって、色覚に基づく制限が劇的に緩和されたわけではなかった

・結婚問題としての色覚

このように、色覚が「異常」と判断された人は、進学や就職が制限されてきた。それ故に、基本的には伴性遺伝である色覚は、結婚・生殖に関する問題でもあった。たとえば、東京にあった「色盲相談所」には、1940 年 1 月から 1942 年 9 月までに 1 万 16 件の相談があり、内容の内訳は、進学に関するもの（1715 件）、就職に関するもの（1128 件）、色覚補正訓練に関するもの（3610 件）、遺伝並に優生結婚に関するもの（272 件）であった 6)。さらには、1940 年 5 月に設立された厚生省の優生結婚相談所の 1941 年 6 月までの相談件数は、来所と郵送をあわせて 1894 件であり、そのうち、「紅緑色盲」は 40 件であったと記されている 7)。

優生結婚相談所の初代所長であった安井洋は、著書『優生結婚』において、色覚と優生結婚をめぐる問題について、「色覚異常」の生殖を好ましくないものと捉えながらも、禁止すべきとは主張していなかった 8)。

戦後、過剰人口対策として、避妊の普及を目指す家族計画運動が官民をあげて展開された。家族計画の文脈では、「子どもの数を少数にする」のみならず、「健康な子ども」という価値も内包されており、優生結婚が語られることがあった。そのため、1950 年代や 60 年代に多数公刊された家族計画の啓蒙書においても、色覚に言及されることがあり、その内容は、40 年代の『優生結婚』と類似していた。

その一方、学校教育の場では、「色覚異常」が生殖を避けるべき状態として明確に位置づけられ、教育されていた。今回分析した範囲の実際の高校保健体育の教科書では、70 年代までは優生政策が取り扱われ、その中で優生結婚への言及があり、結婚・生殖を避けるべき遺伝性疾患の一例として「色盲」があげられていた。学習指導要領において、高校の保健体育は、1956 年版、1960 年版、1970 年版は優生を扱うよう求めていたが、1978 年版以降、優生の項目は存在しなかった。これは 1970 年代の障害者運動などにより、日本において優生学の正当性が消失していったことと関係している。

まとめと今後の展望

本研究では、色覚をめぐる各種の制限の歴史と優生学史の接続を試みるため、石原色覚検査表が開発された 1900 年代初頭から色覚差別撤廃運動が起こる直前 1980 年代までの色覚検査と進学・就業制限をめぐる言説、そして色覚と結婚・生殖をめぐる言説を検討した。その結果、色覚差別撤廃運動よりも前から主に眼科医たちから過剰な進学・就業制限への批判があったこと、1970 年代の障害者運動などによる優生学の正当性の消失とともに、優生結婚そのものが徐々に語られなくなり、優生結婚の文脈で色覚が語られなくなっていったことなどが明らかになった。

色覚に基づく進学・就業制限は大幅に緩和されたといえども、職種によっては残存している。そして、色覚が極めて重要な職種も存在する。

したがって、色覚に基づく制限は今日では不可視化されている。そうであるならば、優生結婚がほとんど語られなくなった今日においても、かつてほどではなくとも、「色覚異常」をもつ当事者の間では、色覚は結婚問題であり続けていると考えられる。今後の研究の展望として、近年見えにくくなってしまった「色覚異常」と結婚をめぐる問題が実際に当事者たちの間でどう認識されてきたか検討することが重要である。

*本報告書の大部分は、由井秀樹「趣旨説明」「優生学史と色覚の社会史——色覚差別撤廃運動前史」『生物学史研究』（採録決定済み）に基づいて執筆している。

(完)

発表論文

- 1) 由井秀樹「趣旨説明」『生物学史研究』（採録決定済み）
- 2) 由井秀樹「優生学史と色覚の社会史——色覚差別撤廃運動前史」『生物学史研究』（採録決定済み）

引用文献

- 1) 法務省「令和7年度啓発活動強調事項」（最終アクセス 2025 年 11 月 29 日、https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00005.html）。
- 2) 高柳泰世『つくられた障害「色盲」』、朝日新聞社、2002[1996]年。
- 3) 川端裕人『「色のふしぎ」と不思議な社会——2020 年代の「色覚」原論』ちくま書房、2020 年。
- 4) 石原忍『学校用色盲検査表』半田屋商店、1921 年。
- 5) 岡崎文則『結婚と人口』千倉書房、1941 年。
- 6) 大熊篤二「色覚異常者の就職並びに進学の現状」『日本眼科学会雑誌』第 70 巻第 11 号（1966 年）、2059-2072 頁。
- 7) 関亮・太田安雄・福田忠俊・片根寛子「色覚異常の治療と対策」『日本眼科学会雑誌』第 70 巻第 11 号（1966 年）、2087-2107 頁。
- 8) 安井洋『優生結婚』広文堂、1941 年。